| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第２　府民文化部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | | |
| ８　輝け！子どもパフォーマー事業補助金 | | | |
| 【監査の結果１】簿冊ファイルの保存期間の記載の誤り  【府民文化部】 | 大阪府は，輝け！子どもパフォーマー事業補助金の簿冊ファイルの表紙に記載された記録の保存期間を正しく記載すべきである。 | 簿冊ファイルの表紙に記載の保存期間について、正しい保存期間である10年のものに貼替済み。（令和元年８月23日） | 措置 |
| ９　恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金 | | | |
| 【監査の結果２】簿冊ファイルの保存期間の記載の誤り  【府民文化部】 | 大阪府は，恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金の簿冊ファイルの表紙に記載された記録の保存期間を正しく記載すべきである。 | 簿冊ファイルの表紙に記載の保存期間について、正しい保存期間である10年のものに貼替済み。（令和２年２月12日） | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３　福祉部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | | |
| ４　大阪府母子・父子福祉センター運営補助金 | | | |
| 【監査の結果３】補助金必要額の実態と異なる積算  【福祉部】 | 大阪府母子・父子福祉センター運営補助金は、予算要求時には実態に即した積算を行うべきである。 | 母子・父子福祉センターの運営について検討を進めてきたところ、令和元年12月25日に社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会を指定管理者に指定し、令和２年６月15日から指定管理者制度により運営することとなった。  今後は指定管理者が提出する事業計画書等に基づき協定を締結し、その協定に基づいた予算要求を実施する。  なお、指定管理者制度の導入により当該補助金についての予算要求は今後発生しない。 | 措置 |
| ８　社会福祉施設職員等研修事業費補助金 | | | |
| 【監査の結果４】経費配分承認申請書の入手漏れ  【福祉部】 | 大阪府は、社会福祉施設職員等研修事業費補助金について、大阪府補助金交付規則及び社会福祉施設職員等研修事業費補助金交付要綱に則り、2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセントを超える配分額の流用を行う場合、経費配分変更承認申請書を入手すべきである。 | 事業実施に当たっては、経費執行状況の把握を行うとともに、配分額の流用を行う場合は変更承認申請の必要があることを改めて確認した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第５　商工労働部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | | | |
| ６　大阪府企業立地促進補助金 | | | | |
| 【監査の結果25】申請手続書類の記載の整備  【商工労働部】 | | 大阪府は，大阪府企業立地促進補助金に関し，補助金交付要綱における交付要件と，補助金申請手続案内文書における交付要件との間に齟齬のないように統一的に記載すべきである。 | 補助金申請手続案内文書における交付要件の記載内容を、補助金交付要綱における交付要件の表現に合わせ修正した。 | 措置 |
| 第６　環境農林水産部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | | | |
| ６　大阪府林業関係補助金（木とふれあう木育推進事業） | | | | |
| 【監査の結果26】実施要領と運用との不整合  【環境農林水産部】 | 大阪府は，木とふれあう木育推進事業実施要領第4の「都道府県の認証制度等により産地証明がなされている木材を用いて作られた木製品」との部分を，現実の運用に適合した形となるよう改訂すべきである。 | | 指摘事項に基づき、製品製造者の産地証明による方法に変更し、令和２年４月２日付けで事業実施要領を改正した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | | 対　応 | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 12　大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金 | | | | | |
| 【監査の結果27】補助事業の進捗状況の把握及び適切な対処  【環境農林水産部】 | 大阪府は，大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金に関し，補助事業（間接補助事業を含む）が完了したか否かについて疑義がある場合には，検査において，現地を訪問し，補助事業者（間接補助事業者を含む）に対するヒアリングを行い，関係資料の提出を受けるなど相当詳細な調査を実施し，その結果を詳細に記録化しておくべきである。 | | 令和元年度は、本監査のヒアリング等で指摘を受けた時点で、補助事業者を通じて事業実施者の「農のふるさと協力隊」「豊能町棚田保全チーム」「棚田管理チーム」に、指摘事項を説明し、万一、補助事業の完了に疑義があった場合は、詳細な調査を実施し、記録することを周知した。  　令和元年12月末時点の事業進捗状況を補助事業者を通じ事業実施の３者にヒアリングし、当初計画に沿い執行されていることを確認した。また、令和２年３月26日の大阪府の検査においても、活動写真、金銭出納簿、領収証等の資料で事業執行が適正に行われていることを確認した。  なお、令和２年度から事業の進捗等に疑義がある際には、進捗確認様式を用い、その結果を耕地課長が確認し詳細調査を実施の上、指導を行う体制とした。 | | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 13　大阪府みどりの基金事業補助金 | | | |
| 【監査の結果28】処分対象財産の判断基準の遵守  【環境農林水産部】 | 大阪府は，大阪府みどりの基金事業補助金に関し，処分対象財産となるか否かに関する具体的な判断基準を遵守すべきである。 | 判断基準の遵守を図るため、令和元年度第５回緑化担当者会議（令和２年３月４日開催）において、みどり推進室みどり企画課より各事務所の担当者に対し、あらためて判断基準の周知を行った。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | |
| 第６　環境農林水産部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | |
| ６　大阪府林業関係補助金（木とふれあう木育推進事業） | | |
| 【意見81】補助金のあり方の再検討  【環境農林水産部】 | 大阪府は，みどりの基金の基本方針及び大阪府林業関係補助金の目的等を考慮に入れ，大阪府内で生産された木材の利用がより促進されるような補助のあり方を検討すべきである。 | 指摘事項に基づき、事業採択の要件を、大阪府内産木材の使用に限定し、令和２年４月２日付けで事業実施要領を改正した。 |